



特定非営利活動法人「日本で最も美しい村」連合 ロゴマーク使用規定

特定非営利活動法人「日本で最も美しい村」連合（以下「連合」という。）のロゴマーク（以下ロゴマークという。）の使用規定は、下記のとおりとする。

1. 利用者について

ロゴマークを使用できる者は、連合の会員（正会員・地域会員・準会員）とする。

ただし、ロゴマークを広報活動に使用する場合で、加盟自治体が準公共団体と認める者（以下「準団体」という。）、又は、会長が適当と認める者はロゴマークを使用することができる。

2. 使用申請手続きについて

ロゴマークを使用する者は、事前にロゴマーク使用申請書（別記様式第1号）を連合に提出し、会長の許可を得るものとする。また、ロゴマークの使用に関する企画書（広報原稿・商品の詳細等）、商品のサンプルを添付すること。

ただし、下記の場合は申請を不要とする。

- 1) 連合が使用する場合
- 2) ロゴマークを広報活動に使用する場合で、加盟自治体、地域会員及び準団体が使用する場合
- 3) その他会長が適当と認めた場合

3. 使用許可について

連合は、提出された申請書を審査の上、ロゴマーク使用許可書（別記様式第2号）を交付する。

4. 使用方法について

ロゴマークを使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- 1) ロゴマークを拡大、縮小することは可能とするが、形状、色彩等の変更は認めない。
- 2) 単色で使用する場合は、事前に事務局へデザイン（使用する色）を提出し、承認を得ること。
- 3) ロゴマークのデータは、使用許可書の交付後、又は使用料の納入が確認された後、連合事務局より貸出する。使用後は、必ず事務局に返却すること。
- 4) ロゴマークのデータのコピーを行うこと及び、第三者へのデータの提供を禁止する。
- 5) 連合で許可された場合を除き、ロゴマークの使用はできない。
- 6) その他、ロゴマークの使用条件を付された場合は、その条件を遵守しなければならない。

5. 使用期間について

ロゴマークの使用許可期間については、使用許可日より1年間とする。期間満了後引き続き使用する場合は、再度申請書を提出するものとする。

6. 使用料金について

使用料金については、下記一覧表のとおりとする。

営利活動でロゴマークを使用する場合、連合が発行するロゴマーク使用料の請求書に基づき、請求書の納入期日（ロゴマーク使用許可日）までに使用料金を納入しなければならない。なお、期日までに入金を確認できない場合は、使用許可書は無効とする。

【ロゴマーク使用料金一覧表】

会 員 種 別		広報活動	営 利 活 動	備 考	
正 会 員	自 治 体	無 料	免除		
	個 人		1種類につき1万円 3種類以上は3万円		
	企業・団体		1種類につき5万円 5種類以上は25万円		
地 域 会 員	地域協議会等		免除		
準 会 員	「日本で最も美しい村」内に住所を有する	無 料	企業・団体	1種類につき5万円 5種類以上は25万円	
			個 人	1種類につき1万円 3種類以上は3万円	
	「日本で最も美しい村」外に住所を有する	無 料	企業・団体	1種類につき10万円 5種類以上は50万円	
			個 人	1種類につき2万円 3種類以上は5万円	

7. 使用許可の取り消しについて

使用許可時に付した条件に違反してロゴマークを使用した場合、本規定に背く使用の実態が明らかになった場合等については、ロゴマークの使用許可を取り消す。また、必要な場合には使用物件の回収を求める、連合会員資格を取り消す等の厳重な措置を行う。

8. ロゴマークに関わる権利について

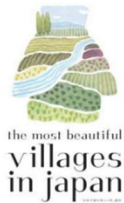
ロゴマークに関する一切の権利は連合に帰属する。

附 則

- 1 この規定は2005年10月4日から施行する。
- 2 この規定は2012年4月1日から施行する。

【書式サンプル】

別記様式第1号



特定非営利活動法人「日本で最も美しい村」連合ロゴマーク使用許可申請書			
			令和 年 月 日
特定非営利活動法人 「日本で最も美しい村」連合 会長 吉本秀樹 様			
申請人			印
下記のとおりロゴマークを使用したいので関係書類を添えて申請します。			
広報活動・ 営利活動			
使用目的 ・ 使用内容	※ ロゴマークを使用に関する企画書（広報原稿・使用する商品リスト・商品の詳細等）を添付してください。 ※ ロゴマークを単色で使用する場合は、使用する色を添付してください。		
使用期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日		
連絡先	〒 住所		
	電話番号	FAX 番号	
	E-mail		
	担当者氏名		
備考			